

## 【中国】漁業法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2025年12月、漁業法が改正され、水産品種及び漁業水域の保護及び管理を強化し、国内及び外国漁船に対する管理を強化し、法執行機関の権限を明確化する規定等が設けられた。

### 1 背景と経緯

中国は世界最大の水産物生産国かつ輸出国である<sup>1</sup>。全生産量の80%以上が養殖による一方、漁業による生産量も1200万トンを超え、遠洋漁業も多い<sup>2</sup>。中国は、違法、無報告及び無規制の漁業の取締りを進め、2025年、違法漁業防止寄港国措置協定<sup>3</sup>を批准した。また、漁業資源及び海洋自然環境の保護にも注力し<sup>4</sup>、同年、国連公海等生物多様性協定<sup>5</sup>等を批准した。

養殖及び漁業のほか漁業資源保護の基本制度を定める漁業法は、1986年に制定され、2013年に一部改正された。その後、国務院主管部門により、改正草案の作成が進められ、2019年には、同法に対する初の執行状況検査<sup>6</sup>が、全国人民代表大会常務委員会によって行われた。違法漁業防止、漁業資源保護等の国際課題への対応のほか、2020年以降に整備された関係下位法規<sup>7</sup>、漁業関係の諸計画<sup>8</sup>等も踏まえ、2024年12月から、全国人民代表大会常務委員会で、漁業法改正の審議が進められ<sup>9</sup>、同法改正法が2025年12月27日に公布、2026年5月1日に施行された<sup>10</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

<sup>1</sup> 「《中国的远洋渔业发展》白皮书（全文）」2023.10.24. 国务院新闻办公室 <[http://www.scio.gov.cn/zfbps/zfbps\\_2279/202310/t20231024\\_775861.html](http://www.scio.gov.cn/zfbps/zfbps_2279/202310/t20231024_775861.html)>

<sup>2</sup> 「2024年全国渔业经济统计公报」2025.7.7. 农业农村部 <[https://yyj.moa.gov.cn/gzdt/202507/t20250707\\_6475475.htm](https://yyj.moa.gov.cn/gzdt/202507/t20250707_6475475.htm)>

<sup>3</sup> Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing. 「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」2025.9.2. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23\\_001946.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001946.html)>; 「农业农村部举行中国加入《关于预防、制止和消除非法、不报告、不管制捕鱼的港口国措施协定》和全球打击非法捕捞制度体系新闻发布会」2024.7.11. 国务院新闻办公室 <[http://www.scio.gov.cn/xwfb/bwxwfb/gbwfbh/nyncb/202504/t20250418\\_891576.html](http://www.scio.gov.cn/xwfb/bwxwfb/gbwfbh/nyncb/202504/t20250418_891576.html)>

<sup>4</sup> 「《中国的海洋生态环境保护》白皮书（全文）」2024.7.11. 国务院新闻办公室 <[http://www.scio.gov.cn/zfbps/zfbps\\_2279/202407/t20240711\\_854789.html](http://www.scio.gov.cn/zfbps/zfbps_2279/202407/t20240711_854789.html)>

<sup>5</sup> Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction. 「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定」2025.12.11. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/pagew\\_000001\\_00012.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/pagew_000001_00012.html)>

<sup>6</sup> 各級人民代表大会は、法規の執行状況の評価及び改善の提案を行う職責がある。養殖従事者の権利保護、水域の環境改善等に関する課題が指摘された。「全国人民代表大会常務委員会执法检查检查组关于检查《中华人民共和国渔业法》实施情况的报告」2019.12.24. 中国人大网 <[http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/201912/t20191224\\_303906.html](http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/201912/t20191224_303906.html)>

<sup>7</sup> 2020年、国務院行政法規である漁業法実施細則（「中华人民共和国渔业法实施细则」2020年11月29日改正・施行）が一部改正されたほか、2022年、漁業許可管理規定（「渔业捕捞许可管理规定」2022.1.7. 农业农村部 <[https://fgs.moa.gov.cn/flfg/202201/t20220127\\_6387843.htm](https://fgs.moa.gov.cn/flfg/202201/t20220127_6387843.htm)>）等の部門規則が改正された。

<sup>8</sup> 第14期5か年計画（2021～2025年）における漁船・漁港管理の改革等の計画が示された。「农业农村部印发《“十四五”全国渔业发展规划》」2022.1.7. 农业农村部 <[https://yyj.moa.gov.cn/gzdt/202201/t20220107\\_6386443.htm](https://yyj.moa.gov.cn/gzdt/202201/t20220107_6386443.htm)>

<sup>9</sup> 「关于《中华人民共和国渔业法（修订草案）》的说明」2025.12.27. 中国人大网 <[http://www.npc.gov.cn/npc/c1773/c1848/c21114/yyfxd/yyfxd002/202512/t20251227\\_450744.html](http://www.npc.gov.cn/npc/c1773/c1848/c21114/yyfxd/yyfxd002/202512/t20251227_450744.html)>

<sup>10</sup> 「中华人民共和国渔业法」中華人民共和国主席令第63号。全7章90か条から成る。第1章：総則（第1条～第14条）、第2章：養殖業（第15条～第29条）、第3章：漁業（第30条～第39条）、第4章：漁業資源の保護（第40条～第52条）、第5章：監督管理（第53条～第64条）、第6章：法的責任（第65条～第86条）、第7章：附則（第87条～第90条）。旧法（全6章50か条）から条文が大幅に増え、第5章が新設されている。

## 2 法改正の主な内容

### (1) 養殖品種保護

養殖への従事に必要な養殖許可証を優先公布する対象を、養殖を主な収入源とする者、漁業からの転業者等とし（第 17 条）、地方政府が公共の利益のため許可の撤回等を行うときは、対象者に補償を行う（第 19 条）等の、生産者を保護する規定が設けられた。

水産種苗の生産に従事する者は、水産種苗生産許可証を取得すること（第 22 条）、水産種苗の生産者及び水産養殖を行う組織は、育種等に係る情報を記録して 2 年間保存すること（第 28 条）が明記された。外来種・交雑種を養殖する者は、県級以上の地方政府の主管部門に届出をすること（第 29 条）が明記され、外来種等を養殖し、主管部門への届出等をしなかった場合（第 67 条）、規定外の外来種等を開放水域に放流した場合（第 81 条）等の罰則が設けられた。

### (2) 漁業資源保護

漁業法の制定目的に、漁業資源の持続可能な利用の強化が（第 1 条）、適用範囲に、漁業資源保護等（第 2 条）が加えられた。また、国は、水産遺伝資源に主権を有し、その調査等を強化し、資源貯蔵施設を設置し（第 42 条）、県級以上の政府の主管部門は、増殖放流、人工漁礁等施設の建設等により漁業資源を増やすものとし（第 43 条）、省級以上の政府の主管部門は、漁業資源の状況等に基づき、禁漁区・禁漁期間を設定する（第 44 条）等の規定が設けられた。

### (3) 法執行

漁業に係る法執行業務は、漁業法執行機関<sup>11</sup>が担当し（第 7 条）、同機関について、現場立入検査、関係資料の複製等を行う権限（第 53 条）のほか、関係法規・条約等に基づき、外国籍漁船に対し、沿岸国等としての監督・検査を行う義務が明記された（第 58 条）。機船底引き網漁禁漁ライン<sup>12</sup>の外側等では、海警機関が海警法<sup>13</sup>に従い第 53 条の措置を行い（第 54 条）、漁業法執行機関、海警機関等は、法執行の共同体制を構築すること等が定められた（第 63 条）。

### (4) 漁船管理

漁船の測位、消防、救命等の設備を良好な状態に保ち、船員を十分確保し、労災保険に加入させること等が義務付けられ、漁船の航行ナビゲーションデータや登録標識の改ざん等が禁止された（第 35 条）。漁船が測位等の必要な設備を備えていない場合の罰則（第 75 条）が設けられた。また、船名、漁船としての証書及び船籍港のない船舶の漁業従事を禁止し、これら船舶に対する給油・給水等が禁止され（第 37 条）、規定違反の船舶と知りながら、これに給油・給水を行った場合等の罰則が設けられた（第 73 条）

外国籍漁船等<sup>14</sup>に対し、港に停泊する際は、指定の位置に停泊し、港の所在地の漁業法執行機関に報告し（第 56 条）、中国の港で漁獲物を積み卸す際は、港湾主管部門の許可を受け、国の対外開放港等に停泊し、検疫等を受けること（第 59 条）を義務付けるほか、不法な漁業活動への従事が認められる外国籍漁船が中国の港に入港した場合等の罰則が設けられた（第 82 条）。

<sup>11</sup> 県級以上の政府の漁業・漁政主幹部門（國務院農業農村部（部は日本の省に相当）漁業・漁政管理局及びその指揮下の地方部門を指す。）又は同政府が指定した法執行機関を指す（第 7 条）。

<sup>12</sup> 原文は「机动渔船底拖网禁渔区线」。同ラインの内側は地方が管理する小型船、外側は中央が管理する大・中型船のみ操業することができる。益尾知佐子「中国の漁業改革の国際的影響」2021.3.31. 日本国際問題研究所ウェブサイト <[https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2021/03/research-report\\_post-94.html](https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2021/03/research-report_post-94.html)>

<sup>13</sup> 「中华人民共和国海警法」2021 年 1 月 22 日公布、同年 2 月 1 日施行。中華人民共和國主席令第 71 号。海上の法執行を行う海警局は、2018 年の機構改革で、中央軍事委員会の指導下にある武装警察に編入された。

<sup>14</sup> 2022 年、管轄海域での外国人の活動を規制する農業農村部規則が改正された。「中华人民共和国管辖海域外国人、外国船舶渔业活动管理暂行规定」2022.1.7. 农业农村部 <[https://fgs.moa.gov.cn/flfg/202201/t20220127\\_6387844.htm](https://fgs.moa.gov.cn/flfg/202201/t20220127_6387844.htm)>